

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00030 沿革 平成17年 9 月 16 日 一部改正 <u>平成28年 3 月 9 日 一部改正</u></p> <p>中小企業輸出代金保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（申込み）</p> <p>第 1 条 中小企業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、輸出契約で定められた船積予定日 <u>の 30 日前の日</u> から船積の前日までに別紙様式第 1 による中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。</p> <p><u>なお、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険料算定のため、輸出貨物の代金の額を次の各号に規定する内容に従って分割した金額を申込書上の契約金額として記載して、申込書を提出するものとする。</u></p> <p>一 <u>一の輸出契約で輸出貨物の代金が 2 以上の通貨で決済される場合は、通貨毎</u></p> <p>二 <u>貨物の仕向地が 2 以上にわたる場合は、仕向地毎</u></p> <p>三 <u>リテンション決済（中小企業輸出代金保険運用規程（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031）第 15 条第 2 項に定めるものをいう。）を含む場合は、決済期限毎</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第 2 条～第 21 条 （略）</p> <p><u>（電子情報処理組織を使用した申込等）</u></p> <p>第22条 <u>この細則に定める手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成18年12月 4 日 06 - 制度 - 00039）によるものとする</u></p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00030 沿革 平成17年 9 月 16 日 一部改正 （略）</p> <p>中小企業輸出代金保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（申込み）</p> <p>第 1 条 中小企業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、輸出契約で定められた船積予定日 <u>から 30 日前の日</u> から船積の前日までに別紙様式第 1 による中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。<u>この場合において、一の輸出契約で代金が 2 以上の通貨で決済される場合又は貨物の仕向地が 2 以上にわたる場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第 2 条～第 21 条 （略）</p> <p>（新設）</p>	

新	旧	備考
<p><u>る。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成28年3月22日から実施する。</u></p>	<p>附 則 (略)</p>	
<p>別表1～別表2 (略)</p>	<p>別表1～別表2 (略)</p>	